平成２４年（フ）第３６号
福島県白河市東釜子字枇杷山69番地６
債務者　根本いみ子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
山梨県南アルプス市寺部1427番地５出羽方
債務者　長岡　　勇
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
山梨県南アルプス市寺部1427番地５出羽方
債務者　長岡　貴子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
山梨県笛吹市石和町東高橋12番地　小林住宅５号
債務者　雨宮　良徳
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
山梨県笛吹市石和町東高橋12番地　小林住宅５号
債務者　雨宮しづ代
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
岐阜県美濃加茂市本郷町１丁目11番７号　寿G棟
債務者　林　志津子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１５４１号
愛知県知多市つつじが丘１丁目13番地19―404、前住所愛知県豊明市阿野町藤手３番地１　レインボー豊明前後705号
債務者　桑田　一彦
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２２号
滋賀県守山市二町町227コートパル守山201、登録原票記載事項証明書上の住所和歌山県和歌山市楠本21番地の26
債務者　尾北泳愛こと　朴　　泳愛
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４５号
大津市際川３丁目11番４号　サンハイム102号
債務者　坂本沙耶佳
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６２号
滋賀県高島市今津町浜分528―11　大阪自彊館さわやか荘、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館
債務者　大當　新一
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７３号
滋賀県草津市平井４丁目２番14号、前住所滋賀県米原市岩脇262番地２
債務者　加藤　園生
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７９号
滋賀県草津市野村１丁目25番28号　コーポセブンＴ301号、前住所大阪府東大阪市下六万寺町１丁目10番40―211号
債務者　山下　芳男
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８４号
滋賀県湖南市平松555番地28、前住所滋賀県甲賀市水口町北脇1420番地１―102号
債務者　鈴木　敏之
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９３号
滋賀県守山市播磨田町30―12　ハイツ松永17号、前住所滋賀県守山市勝部４丁目２番20ロイヤル守．A203号
債務者　東山　龍行
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９５号
滋賀県守山市守山４丁目１番14―105号、前住所滋賀県守山市吉身３丁目20番23―305号
債務者　森山美知子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９９号
滋賀県湖南市三雲137番地２　ウイング21―507号、前住所滋賀県湖南市下田８番地30
債務者　萩原　大輔
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所民事部